

第9号 2004年7月発行



OIKE LAW OFFICE

事務所報

弁護士井上博隆弁護士長谷川彰弁護士野々山宏弁護士坂田均

弁護士 永井弘二

弁護士長野浩三弁護士草地邦晴弁護士小原路総弁護士茶木真理子弁護士稲山理恵子

事務局一同



祇園祭 (鶏鉾) 昔、唐堯の時代に天下がよく治まり訴訟用の太鼓 (諫鼓) も用がなく苔が 生え鶏が宿ったという故事によって、その心をうつしたものという。

暑中お見舞い申し上げます

今年の夏も、当事務所の近況等を記しました 「燦」を皆様のお手元にお届け致します。

当事務所は、昨年10月に稲山理恵子弁護士を 迎え、現在、弁護士数が10名となっております。 本年10月には、2名の弁護士を迎える予定です。

昨年11月に当事務所を退所した高槻史弁護士 は、現在念願であった中国において、弁護士業 務に従事しています。

本年4月にロースクールが開講し、世間の法的需要の高まりに対応するよう日本全体の弁護士の大幅増員が図られます。当事務所も色々なニーズにお応えできる態勢を整えていきたいと考えています。

そして、司法改革の大きな流れや、めまぐる しい法律改正に対しても、研鑽を積み、より良 い法的サービスをいつでも提供できるよう、事 務所一同、さらに一層切磋琢磨していきたいと 考えております。

2004年 夏

御池総合法律事務所

京都市中京区島丸御池東入 アーバネックス御池ビル東館6階 TEL 075-222-0011 FAX 075-222-0012 E-mail oike-law@mbox.kyoto-inet.or.jp URL http://www.oike-law.gr.jp/





NTT事件が大阪高裁で逆転全面勝訴!

弁護士 永 井 弘 二

nagai@oike-law.gr.jp

1 NTTは、トヨタ自動車と毎年の業績において常に1、2位を争う日本トップの巨大優良企業です。この優良企業において、1997年(平成9年)、55歳以上の中間管理職の賃金が一律約3割カットされるという事件が起きました。副参事という課長クラスの管理職で55歳を過ぎた人だけを対象に「特別職」という職域を新たに設けて、これに強制的に移行させ賃金を一律約3割カットしたのです。原告は、この特別職への移行を拒み続けましたが、NTTは、こうした原告を窓際に追いやったり、移行に同意しないと解雇するぞと執拗に脅すなどもしてきたのです。

そこで、1997年(平成9年)7月、差額賃金の支払を求めて京都地裁に提訴しました。裁判の中で、同じ特別職に追いやられた方が原告側証人になってくれましたが、NTTはこの人に対しても、証言しないよう圧力をかけました。この人は、こうしたNTTの理不尽に怒って、原告として加わることとなりました。

2 この事件は、法的には、就業規則の変更による 労働条件の不利益変更が許されるか、というもの で、最高裁判例が積み重なっていた分野です(詳 しくは、井上弁護士の御池ライブラリー18、19号、 当事務所ホームページ・PUBLICATION。19号 (7) の「NTT西日本事件」がこの事件の京都地 裁判決です)。

詳しい法律論は省略しますが、「労働者の賃金等に関わる不利益変更が認められるためには、『高度の必要性に基づいた合理性』が要求される」というのが最高裁の立場です。京都地裁判決の半年前には、「みちのく銀行事件最高裁判決」(ライブラリー18号(3)事件)で労働者が逆転勝訴し

ていました。このみちのく銀行事件とNTT事件は事案としてよく似ており、しかも、みちのく銀行とNTTの経営業績は比較すべくもなかったため、みちのく銀行事件で認められなかった『高度の必要性に基づいた合理性』が、我が国を代表する超優良企業であるNTTに認められるはずがないと考えていました。

ところが、京都地裁は、2001年(平成13年) 3 月、労働者敗訴の判決を言い渡しました。NTT の主張をそのまま受け入れたのです。

そして、この判決に勢いを得たのか、NTTは、その4月に「NTTグループ3ヵ年経営計画」を公表し、一大リストラ策を実行に移しました。マスコミでも取り上げられましたが、50歳に達した労働者に、退職と関連子会社への再就職(賃金は大幅カット)を求め、これを拒否すると都道府県を越えて配転するというものです。同一の都市間で配転がやりとりされるなど、必要性のない異常な配転が強要されているのです。こうしたNTTの攻撃に対しては、現在、全国の裁判所で係争されています。

3 2004年(平成16年)5月19日、大阪高裁は、N TT事件について京都地裁判決を取り消し、労働 者全面勝訴判決を言い渡しました。この判決は現 在係争中のNTTリストラ裁判にも大きな影響を 及ぼすものと思います。

現在、世間ではリストラの嵐が吹き荒れています。企業が利潤追求するのはその宿命かもしれませんが、労働者をないがしろにした経済発展などあり得ないことを、もう一度よく確認する必要があるのではないかと考えています。

老後を希望通りに一任意後見制度と遺言一

高齢化社会といわれるように、高齢者の割合が高くなってきました。京都市は75歳以上の一人暮らしの高齢者世帯が全国平均より高くなっており、判断能力が十分でなくなったときの生活のことを心配している人も多いと思います。

判断能力が十分でなくなった後に、家庭裁判所から 後見人等が選任され、後見人等によって高齢者の判断 を代わりにしてもらう等の制度があります。法定後見 制度といいます。

しかし、この法定後見制度では、後見人等が高齢者の考えを重んじ、心や体の状態や生活の状況に気を配って仕事を行うことになっていますが、判断能力の十分でなくなった高齢者の考えを重んずるといっても、後見人等は高齢者の考えを推測してその職務を行うしかありません。

高齢者が自分が判断能力が十分でなくなった場合に備えて、判断能力のあるうちに、あらかじめ、判断能力が十分でなくなったときの生活の内容や療養の仕方、



キャラクタービジネス

弁護士 **草 地 邦 晴** kusachi@oike-law.gr.jp

1 先日、生まれて初めて東京ディズニーランドに 行った。元々離島巡りが趣味という自分にとって は、むしろ対極にある場所であり、これまで行こ うと思ったこともないのであるが、周りの人に聞 いてみると、行ったことがないという人の方が少 数派であり、複数回行ったことがある人も決して 少なくなかった。

ディズニーシーと合わせた03年度の入園者数は、 実に2547万3000人にのぼるとの記事を見かけた。 リピーターが多いそうであるが、それにしてもす さまじい数である。単なる遊園地であったならば、 これほどの人は集まらない。ディズニーの豊富な キャラクターとその世界を巧みに構築した企画力 のなせる業であろう。

- 2 こうしたフィクショナルキャラクターの顧客誘因力を利用した産業はどんどんと巨大化している。同じ商品であっても、需要者はお気に入りのキャラクターがついている商品に引き寄せられてしまう。それはもはや子どもの世界だけの話ではない。キャラクターが具体化した商品だけではなく、キャラクターをそれとは関係のない商品のイメージ戦略に利用したり、差別化に利用したりとその利用価値は高まるばかりである。日本から海外に輸出されたキャラクターとしてはポケモンが有名であるが、全世界では2兆円規模の市場を形成すると言われているらしい。元々は子ども向けの連載漫画が、莫大な市場価値を生み出すに至っているわけで、こうしたキャラクターの持つ経済的価値は、取引の対象として一つの産業を形成するにまで至っている。
- 3 こうした中で、合衆国では数年前に著作権の保 護期間の延長を認める法律ができて、違憲訴訟に まで発展したが、結局合憲との判断が下されたこ

とは記憶に新しい。ミッキーマウスの著作権の保護が切れるのに合わせるように制定されたことから、ミッキーマウス法とまで揶揄され、大きな議論を巻き起こしたが、創作物の経済的価値の独占を一定期間に限って認める法の建前を維持している以上、いずれ問題は再燃する。

これは日本においても同じことである。キャラ クターの利用はすでに巨大な市場として成立して いるにもかかわらず、実は法的に整理された形で 定められているわけではない。キャラクターを媒 体としてその顧客誘因力を利用する権利は、一般 にはMerchandising Rights・商品化権として語ら れるが、商品化権として包括的な定めをおく実定 法上の根拠はない。実際には、キャラクターの利 用の権利は、その表現を保護する著作権法を基礎 に持ちながら、その用いられ方によって商標法、 意匠法、不正競争防止法等で保護されることにな る。著作権法による保護は本来「表現」を保護す るものなので、実際に重要な意味をもっている顧 客誘引力やイメージ・性格・名称等はそれ以外の枠 組みでとらえていくしかないが、現在のキャラク ター利用の実体との間には微妙なずれがあること は否定できない。これだけ大きなお金が動く以上、 それを守り独占しようとする動きも、逆にただ乗り しようとする動きも大きくなる。裁判で争われる 場面もますます増加するかもしれない。

4 ともあれ、ディズニーランドは夢の世界である。 こんな別世界にまでやってきて、著作権切れたら どうするのかな、とかロイヤリティどれくらいな のかな、とつい考えてしまう自分は、やはりこう いう場所に向いていないのかもしれない。皆さん は是非夢の世界を満喫して下さい。

財産の管理方法等を決め、その作業をしてもらう人 (任意後見人といいます)を決めておくことができま す。これを任意後見制度といいます。

この場合、取り決めた内容をはっきりしておくために、公証人役場で公正証書でこの取り決めがつくられます。また、第三者にもはっきり分かるように任意後見人となる人等の登記がされます。

そして、高齢者が判断能力が十分でなくなったときから任意後見人の仕事が始まりますが、任意後見人に 不正がないように、家庭裁判所は任意後見人を監督す る任意後見監督人という人を選びます。

任意後見制度は、高齢者が判断能力が不十分になったときに備えて、生きている間の自分の生活や財産の管理などを取り決めるものですが、遺言は、高齢者が生きている間に、自分が亡くなった後の財産や墓地の管理などを決めておくものです。この遺言も判断能力のあるうちでないとできません。遺言には自分で書く自筆遺言と、公正証書で作る公正証書遺言がありますが、間違いのないようにするために、公正証書で作成されることをおすすめします。 (井上博隆)

来年の今頃は立法化!? すぐそこまで来た消費者団体訴訟制度の創設

弁護士 **野々山 宏** nonoyama@oike-law.gr.jp

今年の通常国会では、消費者保護基本法が36年ぶりに改正されました。名称が「消費者基本法」となり、消費者の権利の尊重が消費者政策の基本理念と明記されました(同法2条)。

消費者政策は恩恵としての保護から、権利者に対する行政の義務として消費者保護政策を強化していくべきであるとともに、権利者にふさわしい具体的な制度の創設が求められてきます。

そのひとつの制度として「消費者団体訴訟制度」が導入されようとしています。消費者被害は被害者が多数になりますが、一人一人の消費者にとって裁判を起こすことは大変です。また、一人一人の裁判では自分の損害賠償を求めることができても、不当な約款条項や違法な広告・表示・勧誘行為を将来にわたって止めさせる(差し止める)ことはできません。そこで、消費者全体のために違法行為の差止や損害賠償を事業者に求める裁判をする資格を消費者団体に与える制度が消費者団体訴訟制度です。我が国にはない全く新しい制度ですが、消費者団体に市場の監視者としての地位を与え、消費者の権利を具体化させる重要な制度です。

消費者団体訴訟制度の導入の議論は消費者契約法 (2000年5月制定)の立法過程から議論されており、 2003年5月には国民生活審議会消費者政策部会が報 告書で導入の必要を述べ、同じ頃、内閣府国民生活 局に設置された研究会で検討すべき論点の提示が報 告されました。

そして本年5月に国民生活審議会消費者政策部会に「消費者団体訴訟制度検討委員会」が設けられ、いよいよ具体的な法案化に向けた議論が11月頃まで行われます。この検討委員会は消費者契約法制定のときと同様、消費者団体、事業者団体の、立場が相

反する代表が参加し、法律家や学者などの学識経験者を交えて激論が戦わされることになるでしょう。この検討委員会には日弁連推薦で当事務所の長野浩三弁護士が委員として参加します。そもそも制度が必要か、どのような消費者団体に資格を与えるのか、どのような訴訟をする権限を与えるのか(表示や広告の差止や損害賠償をできる権限まで付与するか、少なくともその展望まで示せるかがポイントです)、新しい制度のため、手続をどうするか、などしんどい議論が展開されていくと思われるので、長野弁護士をサポートしていかなくてはと思っています。検討委員の一人に京都産業大学法科大学院でともに消費者法を担当する坂東俊矢教授がおられるのは心強い限りです。

日弁連は2004年3月に、差止請求だけでなく違法 行為による利得を消費者団体が請求できることを含 めた制度を具体的に示した意見書を公表しています。 長野弁護士や私も議論に参加して作成されたもので す。長文ですが日弁連のホームページで見ることが できます。

また、この制度の主体となる消費者団体も取り組みを始めています。西日本の主要な消費者団体など20の団体と弁護士・司法書士などが「消費者団体訴訟制度を考える連絡会議」を結成して活動を始めています。私も参加しています。

消費者団体訴訟制度は、EU諸国やアジアの多くの国では制度化され、市場や取引の公正化に役立っています。日本にスムーズに導入されるか否かは、日本の行政、企業、消費者が公正な市場や取引の実現を本気で実現する気があるかどうかの試金石となるものです。

抗弁権の接続

商品の購入代金やサービスの提供料金をクレジット契約を利用して支払うということは、かなり一般化しています。ところで、販売業者やサービス提供業者と消費者との売買等の契約と、信販会社と消費者との代金等の立替払契約とは別個の契約であり、消費者は販売業者等に「商品が届いていないから代金を支払えない」といった主張(これを抗弁といいます)を信販会社には主張できないとする考え方もあり、最高裁もこの立場です。

これでは、消費者は不利な地位に立たされるため、割賦販売法30条の4では、クレジット(法律上は「割賦購入あっせん」)を利用して商品を購入したり、サービス提供を受けた消費者は、一定の要件のもとに、信販会社に対して、販売業者やサービス提供業者との契約上の事由をもって、割賦金の支払いを拒絶できると規定しています。

この規定は、割販法が指定する商品、権利、役務(サービス)が取引の対象となる場合に適用されるので、たとえば、建売住宅の売買には適用がありません。

また、商行為には適用がないので、事業者がその事業の



白馬主稜登攀記

弁護士 長 野 浩 三

nagano@oike-law.gr.jp

一昨年から山に登りはじめ、山岳会にも入った。今年は春山で白馬主稜を登った。白馬の大雪渓は一般道であり、たくさんの人が登っているが、主稜はロープ等が必要なバリエーションルートと言われている。事前にヤマケイに載っていた資料を読むと、急峻なナイフリッジと最後には55メートルの急な雪壁があり、ロープで確保して登るとのこと。装備はスノーバー2、3本とハーケン、登攀具が必要とのことだった。

1日目(5月1日)は、夕方に西大津駅に集合し、車で猿倉まで。車中泊としたが、夜中寒くて目が覚めて、服を着込んだ。

2日目(同月2日)は、朝起きてもちラーメンを食べ、白馬尻へ。ベースキャンプ方式なので、生野菜とか豚肉とか重い物を一杯買い込んだので、荷物が結構重い。しかし1時間ちょっとなので、何とかなった。

大雪渓上部に向かって左の台地にたくさんのテントがあり、そこでテントを設営した。テントは私のダンロップVL2。2人だと結構快適だ。雪渓を挟んだ向かいの斜面にトレースがついているようであり、主稜への取り付きの確認はすぐにできた。その後12時過ぎから約2時間ほど近場の斜面で、スタンディングアックスビレイなど滑落を止める練習をした。



テント場から白馬主稜を臨む

3日目(同月3日)は午前2時45分ころに起床し、うどんを食べて、4時には出発した。大雪渓横の取り付きから主稜線までは標高差約600メートルの登りで、

特に危険な所はなかったが、所々に雪の穴が空いていた。2時間強で主稜線の8峰に到着。ここからが本番だ。風が出てきたので、ヤッケを着ることにする。

まず、ダケカンバが出ている部分を乗り越した。乗り越しの取り付きの際に白馬沢へ切り立った部分(下は100メートル以上切れている。)を通過するため若干緊張した。その後は雪稜を歩いた。アップダウンのある雪稜を昇降したが、白馬沢への落ち込みが急角度で結構高度感があった。3、4峰のあたりに来ると、狭いナイフエッジ状の尾根が続く。しかも、時折突風が吹くので、バランスを崩しそうになる。落ちれば200メ



2峰を登る長野(50度程度の斜面)

ートル以上は滑落しそうな急な斜面でとても緊張した。 8峰から3時間ほどで2峰の手前に着いた。2峰の下 部には岩が出ており、前のパーティはロープで確保し ていたが、ロープなしで行くことになった。岩を乗り 越し、まっすぐ登ったが、これまでよりも角度があり、 しっかり足場をアイゼンでけり込んで、ピッケルをし っかり刺して登った。上から見るとさらに急に見えて 落ちると結構あぶないな、と思った。最後は、55メー トルの雪壁だったが、雪に踏み跡の階段がついており、 ここでも結局ロープは使わなかった。角度は、資料に よると60から70度くらいとのことだったが、感覚的に は垂壁だった。階段がついていたので登れたが、雪が 所々緩んでいて、ずるっと滑った箇所もあった。深く 差し込んだピッケルが効いていて、ピッケルをホール ドにして登れた。が、ずっとピッケルを深く差し込ん でホールドとして使っていたので腕が結構疲れた。雪 壁を抜けると三角点までは約10メートルほどだった。 結局、白馬尻から主稜を抜け、頂上まで6時間30分だった。

約20分間、休憩と写真撮影をした後、大雪渓を下降した。 今回は初めてのバリエーションルートであり、特に、ナイフエッジ状の尾根で強風が吹いてバランスを崩しそうになった時にはとても緊張した。幸い天候がもってくれたので



白馬山頂

とてもきれいな風景が見られ、元気づけられた。

今年も存分に山に登ろうと思っていたが、5月から 国民生活審議会消費者政策部会の消費者団体訴訟制度 検討委員会の委員になった。消費者団体が訴権をもつ 制度の策定に日弁連の推薦を受けて関わることになっ た。とても重要な制度であり、今年は山もそこそこにし て、同審議会での充実した制度提言に向けても頑張り たいと思う。

ために購入する商品をクレジットを利用して購入した場合には適用がありません。たとえば、飲食店経営者が店内の厨房の水道の蛇口に取り付ける浄水器をクレジットを利用して購入する場合には、この浄水器のクレジットを利用した売買に割販法30条の4の適用はありません。

先般、大阪高裁で、ダンシングという寝具のモニター商 法を行っていた会社からの寝具購入にクレジットを利用し ていた消費者が、ダンシングの商法が公序良俗に反し無効 であるとの抗弁を信販会社に主張した事案で、信販会社側 が、消費者はモニター料目当てに契約していたもので、信 義則に反し抗弁の接続を主張できないと反論していましたが、裁判所は、本件では信義則違反は認められないとして、消費者の抗弁を認めました。この判決は、抗弁対抗を主張することが信義に反するとして制限される場合とは、信販会社との立替払契約締結に際し、消費者に何らかの過失や不注意があることを指すのではなく、消費者がダンシングのモニター商法が公序良俗違反になることを知りつつ、クレジット契約の不正利用によって信販会社に損害を及ぼすことを認識しながら、自ら積極的に加担したというような背信的事情がある場合をいうと判示しています。(長谷川 彰)



森林ボランティア活動

弁護士 稲山 理恵子

ineyama@oike-law.gr.jp

私は、御池総合法律事務所で勤務する前、滋賀県庁の琵琶湖環境部林務緑政課という部署で2年間働いていました。課内の職員のほとんどは林業職で、庁外で仕事をすることも多かったのですが、私は行政職でしたので、基本的には庁内での事務的な仕事がほとんどでした。ただ、課のイベント等がある時には、庁外に出て仕事をすることもありました。庁外での仕事は年に数えるほどしかないのですが、山など自然にふれられる庁外での仕事をとても楽しみにしていたのを今でも覚えています。その中でも、一番記憶に残っているのが「森林ボランティア活動」の仕事でした。

現在、輸入材の増加や木材価格の低下などにより、 林業の担い手や後継者が不足し、手入れがなされず 放置されている森林が増えてきています。手入れが されていない森林では、土砂災害防止や水源のかん 養といった森林本来の働きができなくなるため、私 たちの生活にも深刻な影響をもたらすことが懸念さ れています。

「森林ボランティア活動」は、このような林業や森林の現状を一般の人にも知ってもらうとともに、森林の荒廃を防ぎ森林の本来の働きを守ったり、良質材の生産などのため、ボランティアを募って、人工林の草刈り、間伐、枝打ちなどを行おうというものです(私が働いていた当時は県の主催でしたが、現在は「淡海森林クラブ」という団体が主催しているようです)。

「森林ボランティア活動」には、県内のみならず

県外からの参加者も多く、学生から主婦、社会人まで様々な方々が参加されていました。参加者は各回によって異なりますが(年に10回程度行われていました)、30名程度で活動することが多かったように記憶しています。

「森林ボランティア活動」は、個々の体力にあわせて作業が行え、技術指導も主催者が行うので、年齢を問わず、初めての方でも十分に活動できます。作業用具も貸与されます。私自身も、指導を受けながら、枝打ち(木の下枝や枯枝を付け根付近で切り落とす作業)を初めて体験しました。慣れた方の作業をみていると簡単に思えるのですが、実際自分でやってみるとなかなかうまくいかず下手な枝打ちしかできなかったのですが、静かな山での作業はとても気持ちがよく、リフレッシュできました。当日は、途中で雨が降るというアクシデントもあったのですが、多くのボランティアの方々と話をしながら作業をする楽しさや、作業の合間に自然の中で食べるお弁当の味は格別でした。

「森林ボランティア活動」は、森林の保全に役立 てるだけでなく、様々な人や自然とふれあうよい機 会にもなりますし、運動不足の解消やリフレッシュ にもなる大変有意義なものだと思います。

最近は仕事に追われて、ゆっくり過ごす時間もあまりなくなってきましたが、またぜひ時間を作って「森林ボランティア活動」に参加してみたいと思っています。

離婚は調停だけでなく訴訟も家庭裁判所で行うことになりました…人事訴訟法の改正

離婚などの身分関係事件はこれまで家庭裁判所と地方裁判所に手続が別れるなどの不便がありました。これを改め、裁判を国民が利用しやすくするための司法改革の一つとして、離婚など身分関係に関する訴訟について定めた「人事訴訟法」が改正され、新制度は本年4月からスタートしています。主な改正は以下のとおりです。

①人事訴訟は家庭裁判所へ一本化されました。

人事訴訟は離婚だけでなく、認知、養子縁組など身分関係

の形成や存否の確認を目的とする訴訟が対象となります。

この人事訴訟の第一審はこれまで地方裁判所が担当していたのを、家庭裁判所が担当することに改めました。身分関係の事件は一つの事件にも関わらず、家庭裁判所の調停手続と地方裁判所の訴訟手続とに分断されていましたが、これで一本化されることになります。本年4月1日までにすでに提訴されているものはそのまま地方裁判所で審理が進められますが、新しい訴訟はすべて家庭裁判所に提起する必要がありま



藤森神社の祭礼に参加して

弁護士 長谷川

彰

hasegawa@oike-law.gr.jp

京都は、5月の葵祭、7月の祇園祭、10月の時代 祭が三大祭として全国的に有名である。しかし、京 都には、多くの神社があり、(事務所から見渡せる (?)だけでも白山神社、下御霊神社がある)数々 の祭りが催される。

地域コミュニティの崩壊が叫ばれて久しいが、祭りは、その神社の氏子にあたる地域の人たちが協力しなければ維持できない。その祭りが、京都ではたくさん催されるということは、まだまだ地域コミュニティすたれず、と言えるのかも知れない。

さて、前置きが長くなったが、今年は、住まいの町内会の会長を仰せつかり、たまたま藤森神社の武者行列の「当町」9町内の1つにあたっていたことから、祭礼に参加する機会を得た。藤森神社は端午の節句発祥の神社とされ、毎年5月5日が祭礼日である。当日境内で行われる「駈け馬神事」は、関西のテレビニュースでも取り上げられることがあり、知る人も多いかと思う。全速力で駈ける馬の上で文字を書いたり、曲乗りをしたりする神事である。

私が参加したのは、武者行列のうちの御弓行列というもので、御弓大将ほか6名の武者に随行する役員として、略礼服の上から陣羽織を着、陣笠をかぶるという出で立ちであった。武者行列は、ほかに、朝渡り、皇馬という一行がある。いずれも、本物の鎧甲を身につけて行列する。9年ほど前までは、武者に扮した人たちは、トラックの荷台に載って、氏子の居住する地域を回っていたそうだが、それでは味気ないとのことからか、実際に徒歩で歩くことになったようだ。

武者行列のほかに、鼓笛隊と男神輿、ギャル神輿がでる。これが、武者行列の後からわっしょいわっしょいとやってくる。すべての巡行を神輿を担いで

行うのは無理で、車に載せた神輿を押すのだが、主要な交差点では、実際に神輿を担いで、辻回しをやる。ご神酒が振る舞われ、担ぎ手の輿が乗ってくると、2回3回と神輿を回すので、巡行の進み具合が遅れる。私は午後から行列に参加したが、京阪東福寺駅近くの一橋小学校を午後2時に出発し、京阪墨染駅近くの藤森神社に到着したのは午後6時を回っていた。この間、少し進んでは神輿がついてくるのを待つということの繰り返しで、立ち止まっていることのほうが多く、さっさと歩くよりよっぽど疲れた。

さて、祭礼当日に先立ち、4月29日には町内のしかるべき場所に、「本陣」が設けられ、鎧甲が飾られる。5月1日には、神社から神主が来られて、本陣のお祓いがあった。5月3日には、武者及び稚児のお位もらいが神社であった。いずれも、9町内の役員は参加する。自分の町内の方々も顔と名前が一致しないほど、日頃のコミュニケーションは希薄であるが、祭りを無事に勤めるという目的で9町内の役員は、次第に親密度を増し、積極的にお互いの仕事を手助けしようという雰囲気が醸し出されていったのは、祭りの効用である。

実は、これまで駈け馬と神社境内の夜店以外は、藤森祭をじっくり見たことが無く、未だに武者行列はトラックで移動するのだと思いこんでいた私は、今回参加して沿道の見物客が多いのに驚いた。そういえば、事務所近くの白山神社の祭礼日にも、そこそこ人が出ている。三大祭とは比ぶべくもないが、結構わが氏神さんのお祭りだということで沸き立っているのかも知れない。お祭り騒ぎは地域コミュニティの結束に一役買っていることは間違いなさそうだ。

す。慰謝料請求などの人事訴訟に関連する請求についても家 庭裁判所の人事訴訟と一緒に審理することができます。

②人事訴訟に参与員制度が導入されました。

家庭に関する訴訟は裁判官だけでなく一般国民の意見や良識を反映させることが望ましいとされ、家庭裁判所の家事審判において採用されていた参与員制度が人事訴訟に導入されました。家庭裁判所は必要があると認めるときは、1人以上(男女ペアでも可)の参与員を審理や和解の席に立ち会わせて意見を聞くことができます。

③当事者や証人の尋問の公開を停止できる場合があります。

裁判の公開は憲法上の要請ですが、人事訴訟では私生活上の秘密に関わることが質問されることがあり、これが公開されると社会生活上著しい支障が生じる場合があります。そのような場合には、裁判官全員の一致により、その尋問事項に限って公開を停止することができます。憲法の例外ですから適用は厳格となるでしょう。

④家裁調査官の事実調査ができます。

離婚などの訴訟においても、調停等と同じく調査官による 事実調査ができるようになりました。その結果の閲覧手続も 設けられました。 (野々山 宏)

同期の友人達

弁護士 小 原 路 絵

kohara@oike-law.gr.jp

1 私達弁護士の他、裁判官・検察官を含めて「法曹三者」ということがあります。それぞれ法律を扱うという点で共通していますが、その仕事内容がかなり異なっているためか、それぞれの職業毎に何となく「裁判官らしい」「検察官らしい」「弁護士らしい」と感じることがあります。

私は、弁護士となってまだ2年足らずですが、 最近、裁判官・検察官となった司法修習時代の同 期の友人と話したりしていて、みんな「らしく」 なってきたと思うことがあります。

2 ちなみに、「司法修習生」というと、以前はあまり御存知ない方が多かったのですが、最近は、昨年民放で放映されていたドラマの影響もあり、「司法修習生」というものの認知度も上がったような気がします。司法修習生とは、司法試験に合格し、法曹三者になるため、1年半の修習を受けている者のことをいいます。1年半の修習内容としては、最初と最後の3ヶ月間は司法研修所で主に講義を受け、途中の1年間は裁判所・検察庁・法律事務所で実務研修を受けます。

前期・後期を通じて通算6ヶ月という短い司法 研修所での生活ですが、その中身は非常に濃いも のがあり、ここで得た仲間は一生の財産になると 代々の諸先輩方にもよくお聞きするところです。 実際、短い期間ですが、同じ志を持つものとして の連帯感があるというか、同じ悩みを持ちながら 一緒に苦労してきた仲間として、学生時代とはま た違った友人関係が作れたのではないかと思います。

3 前置きが長くなりましたが、同期の友人と話したりしていると、どうしても仕事の話になることが多く、気がついたら議論になっているということがままあります(愚痴も多いですが…。)。

そういうとき、近頃、弁護士どうしで話していたときに当然と思っていたことが、裁判官・検察官では何か前提が違うなと感じることがよくあります。

例えば、刑事事件の身柄(逮捕・勾留)に関する話では、弁護士として身柄を取る必要なんかどこにあるのかと思う事案でも、それぞれの立場では見解が全く異なるということがあります。

民事事件でも、弁護士と全く異なった裁判官の 事件の捉え方に驚かされることもあります。

また、お互いの仕事の話を聞くだけでも、違った視点からの事件処理のヒントをもらえたり、裁判所・検察庁の実務を垣間見れたりと勉強になることが多いです。

4 修習時代の実務研修においても、裁判所の雰囲気・検察庁の雰囲気というものを味わい、その時も、各現場毎に全然違うものだなあと妙に感心したことを覚えていますが、わずか2年の間で、私達もだんだんとそれぞれの職業らしさというものが身に付いてきたのではないかと思います。

私の友人達は、私と同じで経験は少ないですが、それぞれ自分の仕事に責任を持って仕事に取り組んでおり、ついつい熱くなってしまうこともありますが、それぞれの「らしさ」を備えつつも立場を超えて分かり合おうとすることや、それぞれの苦労を分かり合おうとすることは大変意味のあることだと思います。

何はともあれ、気軽に相談できたり、励まし合ったりできる仲間は非常に有り難いですし、これからも大切にしていきたいと思っています。

定期借家契約

平成12年3月1日から定期借家制度が施行されています。定期借家契約を簡単に言うと、契約で定めた期間の満了によって、更新されることなく終了する借家契約ということになります。通常の借家契約においては、契約で定めた期間が定められていても、正当な事由がない限り賃貸人から更新を拒絶することはできません。正当な事由は限定されますので、賃貸人の立場から見ますと、一旦家屋の賃貸契約を結ぶとその返還を求めることが難

しかったり、またその事由を補完する意味でいわゆる立ち退き料の支払いが必要になってくることもありました。 賃借人を保護する必要があるためですが、そのために使用していない建物であってもなかなか賃貸することができなかったり、家賃等が高く設定されるなどのデメリットも指摘されていました。

定期借家契約においては、賃貸期間が満了すると、契約は更新されることなく終了することになります。短い期間だけ貸したいという人にとっては、更新されずに期間満了後には確実に返還してもらえますし、立ち退き料



「マリリン・モンロー」とアンディ・ウォーホール

弁護士 坂 田 均

risakata@kclc.or.jp

1. コピーの芸術性

アンディ・ウォーホールの「マリリン・モンロー」 (1967年) は、女優マリリン・モンローが口を僅か に開けている肖像写真に、黄色・青色・ピンク色な どで着色しシルクスクリーンに印刷しただけの作品 です。描かれている (むしろ、コピーされていると いったほうが正確ですが) 対象そのものは極めて即物的、事件的または広告的で、そこに芸術性を求めようとしても虚しい徒労に終わりそうです。それにもかかわらず、この作品は、発表以来多くの人を魅了し、衝撃を与え続けてきました。同氏の「キャンベルスープの缶」とともにポップアート時代を代表する作品とされています。

2. 抽象表現主義からポップアートへ

米国では1950年代の後半に、いわゆるアクション・ペインティングに代表される抽象表現主義が登場しました。ポロックは、現実社会のオブジェを画面から排除し、描くべきものは自己の深層であると考え、即興的・無意識的にキャンバスに絵具をドロッピングして、その瞬間の作者の精神を表現しようとしました。

これに対し、ポップアートは、抽象表現主義の場当たり的な制作態度への反発といえるのでしょう、オブジェの思想を持ち込み、絵画をより理知的・意図的なものとして捉えようとしました。実存主義の強い影響を受けたマルセル・デュシャンの「泉」は、オブジェとして洋式便器を展示し、これを泉と命名し世間を驚かせましたが、ジャスパー・ジョーンズらポップアーティストは、星条旗やキャンベルスープ缶など当時の米国社会における「在り来りの物」(「既製品」)を対象として描くことにより、その物に同時代のシンボルまたは記号としての役割を担わせようとしたのです。

3. アンディ・ウォーホール自身

を支払う必要もありませんから、安い金額で安心して貸すことができるようになります。その結果、安い賃貸物件が多く市場に出回ることになり、短期間だけ建物を賃借したいという人には、メリットがあります。

定期借家契約を締結するためには、必ず書面で行うことが必要です。また、定期借家契約である旨の説明を書面ですることも必要です。この説明書面には、終了の日や、契約の更新がないこと、期間満了により賃貸借が確定的に終了する事等を記載しなければなりません。これらの要件をかけば、通常の賃貸借となってしまいますの

さて、アンディ・ウォーホールは、ポップアートの旗手として名声を確立していきましたが、その有名性は、むしろ麻薬中毒者であった彼の奇行によって獲得されたものであるといっても過言ではないでしょう。マリリン・モンローを描いた直後の1968年、その真相はわかりませんが、狙撃事件に遭遇し、死に瀕したこともあります。

いずれにしても、彼の異常な行動自体が、ひとつの「芸術」として社会からは好奇の目で見られていたのです。いわば、彼自身が一つのオブジェとして 実在し、当時の米国社会のシンボルとして、その存在自体に社会へのメッセージがあったといえるのではないでしょうか。

「マリリン・モンロー」は、1962年に自殺しましたが、現在では、何者かによって殺害されたというのが定説になっています。アンディ・ウォーホールは、マリリン・モンローを「シンボル化・記号化」することによって、当時の米国社会の病根に対して痛烈な批判を加えようとしていたのかもしれません。そのような強いメッセージを私はこの作品から感じ取っています。

4. 取り越し苦労

ところで、法律家の性ですが、気になるのはマリリン・モンローのパブリシティの権利(著名人の氏名・肖像などの属性を保護する権利)です。彼女の権利は侵害されていなかったのでしょうか。カリフォルニア州では死者にもパブリシティの権利を認めているようですが、そうすると、ウォーホールはモンローの遺族から写真利用に関して許諾を得ていなければなりません。そこが心配になります。もっとも、米国では、「フェアユースの法理」というものがあって、パロディのような社会風刺は、違法性が阻却されますので、取り越し苦労なのかもしれませんが。

で、賃貸人としては、要件を満たした契約書を公正証書 にしておくことが望ましいですし、説明書面の交付につ いては受領証を受け取っておいた方がよいでしょう。

逆に、定期借家契約を行う賃借人は、更新がなく期間満了によって終了する契約であることを理解し、契約書の内容(様々な特約が可能となっています)を十分に吟味しておくことが必要です。また、更新を希望する場合は、定期借家ではなく通常の契約を選択する必要があります。なお、従来の契約の更新で定期借家契約とすることはできません。 (草地邦晴)



弁護士業務現在過去近未来

弁護士 井 上 博 降

inoue@oike-law.gr.jp

いよいよ、今年の4月から、全国68の大学で、法 曹養成の新しい制度である法科大学院(ロースクール)がはじまった。私も、その1校に行くことになったが、商法学者と共同の講義なので、教えるというより、教えてもらっているという感が強い。講義の準備は、日常業務の頭の整理にもなる。

何よりも、恩恵にあずかっているのは、大学で導入されているコンピューター情報検索システムが、事務所でも自宅でも、インターネットを経由して使えることだ。ノートパソコンであれば、どこでも仕事ができる。

この中で、判例データーベースは、判例の全文がクリック一つで瞬時に出てくる。引用判例もクリック一つで全文読むことができる。出てきた判例の判例評釈も一部はPDFで提供される。文献の検索もできる(但し、文献の内容は原典を見る必要がある)。 六法や法律学事典も入っている。多くの法律事務所で使っていると思われる、年2回更新の要約が中心のCD版判例データーベースより10倍位の費用はかかると思われるが、はるかに便利だ。

知識と能力と必要性とその気があれば、アメリカのコンピューター情報検索システムも利用できる。

20年前に、判例索引集の本が出るまでは、判例の 検索は、判例雑誌の条文ごとに並べられた索引の本 を何冊も積んで「あたり」をつけて同種判例を探し ていた。文献も法律雑誌に掲載されている文献月報 を一つ一つあたっていた。同種判例が見つけられず 訴訟を起こして、相手方から指摘され、あえなく敗 退していった弁護士もいないではなかった。細かな 法律や条例は、図書館に行って何冊もある法令集か ら探していた。

30年近く前、ワードプロセッサーが売り出され、 勤務していた事務所で購入した。1台200万円位し た。デスクトップならぬデスクそのものの大きさだ った。文字盤を1文字ずつペンで押していくものだ った。大部分の弁護士は、原稿を手書きし、推敲を 重ねて、完成稿を事務員がタイプライター或いはワ ードプロセッサーで打って清書していた。手書きの 文書も沢山あった。「弁護士の仕事は、紙とペンが あればできる」という弁護士もいた。

それから数年して、FAXを使うようになった。 しかし、送り先にFAXがないのに導入する必要は ないという弁護士もいた。

多くの弁護士がパソコンを使い出したのは、10年前にWindows95が発売されて以降のことである。それでも、はじめは、原稿は手書きで、清書は事務員がパソコンでというスタイルは変わらなかった。しかし、過去の文書を保存し、これを新しい仕事に利用できることは格段の省力化になった。

今、多くの弁護士は、CD版判例データーベースで判例検索を行い、これから原文にあたり、最近の判例は最高裁のホームページから入手し、自分でパソコンで打って完成稿を書くスタイルになっている。法令や条例は、インターネットで簡単に入手できる。多くの文書はFAXで送るようになった。E-mailで、用件を伝えたり文書を添付して送ることも日常的になってきた。メーリングリストで見知らぬ仲間から簡単に「お知恵」を拝借することもできる。

アメリカでは、図書館を持ち、ロースクールを出た人が判例や文献調査を専門に行い、また、事実の調査も専門の人が行っている事務所もあるようである。

日本でも、今まで、多くの時間を調査や文書の作成に割いてきたが、弁護士の仕事は、よりいっそう 事実分析と法的判断が中心になっていくように思われる。

全文の読める文献検索システムもできれば、資金 力さえあれば地方の弁護士も情報量では余り変わら ないことになろう。

アメリカのコンピューター情報検索システムでは 英米法諸国の判例・法令・文献の検索ができる。世 界各国のコンピューター情報検索システムが発達し、 翻訳ソフトが更に実用的なものになれば、国際関係 の弁護士でなくてもこれを利用して諸外国の法情報 を簡単に得ることができ、ますます、法のハーモナ イゼーションが深まっていくことになると思われる。

差押禁止の範囲が変わりました

債権者の権利の実現のため、強制執行が認められていますが、債務者の生活維持等を考慮して、民事執行法は第131条で差押禁止動産の範囲を、第152条で差押禁止債権の範囲を定めています。

今回の民事執行法の改正においては、①法第131条2号の差押えが禁止される食料及び燃料の範囲を二月間から一月間に、同条3号の差押禁止金銭の範囲を一

月間から二月間にそれぞれ変更し、②扶養義務等に係る定期金債権を請求する場合には、差押禁止債権の範囲について、債務者が受けるべき給付の「4分の3」から「2分の1」に縮減されました。また、③差押禁止金銭(第131条3号)と差押禁止債権(第152条1項)における「標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額」も、旧法下では月額21万円とされていましたが、月額33万円に引き上げられました。

今回の改正の理由としては、①については、現代社



リベンジ・讃岐うどん

弁護士 茶木 真理子

chaki@oike-law.gr.jp

先のゴールデンウイークに香川まで讃岐うどんを 食べに行ってきました。琴平さんといった香川の名 所を巡るついでにうどんを食べる、というのではな く、ただ単にうどんを食べるためだけにわざわざ香 川まで出かけました。実は、この「讃岐うどんツア ー」、今年が2度目で、去年のゴールデンウイーク にも行きました。私が弁護士になる前にも一度友人 に案内してもらって香川でうどんを食べていますの で、「讃岐うどん」を「讃岐」で食べるのは3年連 続ということになります。 2年前には満濃町という ところにあるうどん屋を友人らと2軒はしごしまし た。去年は先に鳴門海峡で渦潮を見たがため(しか も、時間の関係でほとんど渦になっていませんでし た・・) に時間をロスし、お目当てのうどん屋に着 き、丁度私達が列に並ぼうとすると、「うどんの玉 が売り切れました。」との看板を突きつけられ悔し い思いをしていました。今年はリベンジで再度その うどん屋を目指し、明石海峡を渡りました。

朝の7時に京都を出発しましたが、途中渋滞に巻き込まれて、そのうどん屋に到着したのは12時半。このうどん屋は高松市内にあるのですが、ガイドブックに大きく紹介されていることもあり、店の前には長蛇の列ができていましたが、今年はまず列に並べたことにホッとしました。その後並ぶこと1時間、やっと店内に入ることを許され、念願のうどんを食しました。私が注文したのは「しょうゆうどん」で、これはうどんの上にただネギだけがのせられており、自分で机の上にあるショウガをおろし、好みですだちをかけ、最後に醤油をかけるというもの。これが讃岐うどんのひとつの食べ方のようです。ガイドブックには、その店のうどんは「麺の角が鋭利である」と書かれていたのですが、確かにこしが強く、とて

も美味でした。ほかのメニューには「あつあつ」「ひやあつ」「ひやひや」というものがあり、それぞれ「うどん」と「つゆ」の「あつ」いのと「ひや」してあるのを組み合わせるというシンプルなものでした。ちなみに一緒に行った夫は「ひやあつ」を食べ、これもダシがおいしくなかなかのようでした。

しかし、この一杯ではお腹が満足しなかったので、別の店をはしごすることにしました。車を走らせること約1時間、坂出市の隣の宇多津町にあるうどん屋に到着しました。しかし、その店もガイドブックに大きく紹介されており、長蛇の列が・・・。やはりうどんにありつけるまで1時間以上かかるとのことで、仕方なく諦め、おみやげのうどんセットだけを買って帰路につきました。おみやげを買って店を出ると、驚いたことに、なんと列の中に京都の先輩弁護士の姿を発見。その先輩弁護士はすでにテーブルに着く直前で、うらやましい限りでした。

讃岐うどんブームと言われ出してから、相当時間が経っているように思いますが、まだまだブームは続いているようです。ガイドブックに大きく紹介されている店は、少なくとも1時間は並ぶことを覚悟しないといけないのではないでしょうか。ご当地の名産を食べるためだけにその場所を訪れるようなことはあまりないように思いますが、私や先輩弁護士のように、讃岐うどんは人の足を向かわせる魅力があるのでしょう。私にとっての讃岐うどんの魅力は、やはり関西のうどんにはない「こし」と、ショウガや大根おろし、すだちをかけるというシンプルな食べ方のため、うどん本来のおいしさが味わえ、なおかつヘルシーだという点にあると思います。1杯200~300円程度という安さに魅力を感じる人も多いようです。私のリベンジは、おそらく来年も続く?

会において、2ヶ月分もの食料や燃料を現物で所持している例がほとんどなくなった一方で、1ヶ月分の必要生計費を基礎とした金額では、債務者等の生活を保証するには不十分であるとされたためです。ただ、債権回収の必要性もあるため、金銭と食料及び燃料との合計3ヶ月分を差押禁止にするという点は、改正後も維持されています。また、②については、養育費等の履行を確保すべきだという点が社会問題化していたため、扶養義務等にかかる金銭債権を請求する場合については、その履行確

保のため、差し押さえることのできる範囲が拡大されました。③については、昭和55年以来21万円のままずっと見直しがされておらず、現在の経済情勢にあわなくなったためです。

今回の改正で、社会・経済情勢の変化に即した内容になったとともに、特に扶養義務等に係る金銭債権についての履行確保が従来より容易になったといえます。

(稲山理恵子)



旅先は鹿児島。おいしい もの食べ尽くすぞっ!と意 気込んで出発しました。

鹿児島といえば桜島。鹿 児島空港到着後、ビール園 で昼食を取り、まずは桜島 が一望できる湯之平展望所 へ。その道中にはびわの木



1日目の昼食はビール園。 う〜ん、いい飲みっぷり!

がたくさんあり、道端ではびわが直売されていました。「おいしそうやね~」と言うと同時に早速びわを購入し、展望所で桜島を見ながら甘くてジューシーなびわを食べました。大自然の中で食べたこともあって、ほんとうに

おいしかったです。



今から本場指宿の砂風呂へ。 きれいになってきま~す。

今回の宿は指宿。 宿に着くと、指宿名 物砂蒸し風呂へ。 も一緒に仕事をしているメンバー全員 が砂に埋められるとけが出ているといる だけが出ているおいと するで笑ってしまい した。 10分程砂に埋



開聞岳を見つめる坂田弁護士の背中…。哀愁漂ってますね。

まっていると、ジワ〜っと汗がにじみ出て、 砂から出ると体がすっきりした感じがし、と ても気持ちよかったです。

翌日は長崎鼻へ。日本最南端にある岩場を歩き、綺麗な鹿児島湾の向こうに見える開聞岳の壮大さに感動しました。池田湖の道沿い



にあるかわいいお花畑で寄り道をし、開聞岳 を背景に記念撮影。

今回はとにかくよく食べた!という旅行でした。(毎回かもしれませんが…) 2日目の昼食、黒豚のしゃぶしゃぶは「これ一人前?!」というくらいたくさんのお肉でおなかいっぱい。焼酎もたくさん飲んで大満足。な、はずなのにすぐに紫芋アイスに薩摩揚げ。そして帰りの飛行機の出発時間ギリギリまでラーメンを食べていた一部のメンバー。家に帰って体重計に乗るのが恐ろしいと思いながら私たちもそのメンバーの一員でした。鹿児島の食に関しては悔いの無いほど食べきった気がします。

あ、でも桜島や開聞岳、綺麗な海などちゃんと自然の素晴らしさも感じてきたんですよ。 しかし、鹿児島は楽しくておいしいところで した。 (武部・赤松)



鹿児島名物黒豚料理に舌鼓。ふー、お腹いっぱい。

編集後記



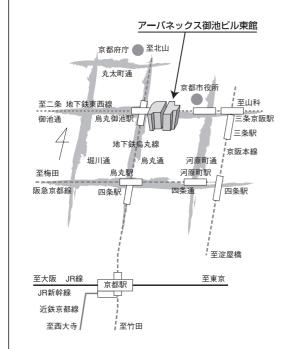
今年も「コンチキチン」と祇園囃子が聞こえてくる季節となりました。 事務所報「燦 (第9号) | をお届けします。

当事務所も開設満9年となりました。来年7月には事務所開設10周年を迎えます。

今年も各弁護士の近況と当事務所の雰囲気を感じていただけるよう編集しましたが、いかが でしたでしょうか。

ご感想をお寄せ下さい。

事務所へのアクセス



京都市市営地下鉄「烏丸御池駅」下車。 北側改札を出て、3-1番出口より階段を上がってす ぐ(3-2番出口からはエレベーターでも上がれます)

「燦」の由来

弁護士のバッジの「ひまわり」は正義のシンボルである太陽を常に指向することを表しています。

「燦」は光り輝いて遠くからもはっきりみえるという意味がありますが、その音はSUN(太陽)にも通じると考え、事務所報のタイトルといたしました。

今後とも、いろいろなトラブルの闇の中に解決 の光を照らすことを業務遂行の指針として参りた いと考えております。

(創刊号巻頭言より)



発行人 御池総合法律事務所編集者 小原 路絵·赤阪 彩野田中 美歩